

環境影響評価等電子縦覧マニュアル

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

平成 25 年 4 月 1 日

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）に基づき環境影響評価を行おうとする場合の手続きは、これまで環境影響評価手続マニュアル（平成 13 年作成、平成 23 年最終改訂）に十分留意して行っていただくこととしていました。

滋賀県では、平成 25 年 3 月に滋賀県環境影響評価条例の一部を改正し、方法書等の縦覧においては、電子縦覧を行うこととしました。

このマニュアルは、この改正環境影響評価条例に定める電子縦覧に関して、その方法等を定めたものです。

なお、環境影響評価マニュアルについては、電子縦覧に関する部分のみ、このマニュアルによることとし、その他の部分に関しては、それぞれの事項について参照してください。

1. 電子縦覧の義務化

環境影響評価の制度において、事業者は、事業実施前の方法書、準備書、評価書の各段階および事業実施後の事後調査報告書の作成段階で、それぞれの図書を作成します。そして、事業者は、事業実施前の段階においては、一般から環境の保全の見地からの意見を求めなければなりません。このため、これらの書類を作成したことの公告や、適切な場所において縦覧をしたり、説明会を開催することなどによって、一般への周知を図ることとしていました。また、事業実施後の段階においても、事後調査報告書の公告や縦覧を行うこととしていました。

平成 25 年、環境影響評価条例を改正し、これら環境影響評価図書へのアクセスの利便性の向上を目的として、事業者は、これら図書をインターネット等による電子縦覧を行うこととしました。

【環境影響評価条例】

事業者（等）は、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（方法書：第7条、準備書：第14条、評価書：第22条第2項、事後調査報告書：第32条の2第2項）

【環境影響評価条例施行規則】

公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- （1）事業者（等）のウェブサイトへの掲載
- （2）県の協力が得られた場合にあっては、県のウェブサイトに掲載すること。
- （3）関係する市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトに掲載すること。

（方法書：第7条の2、準備書：第11条の2、評価書：第29条の2、事後調査報告書：第条）

2. 電子縦覧の方法

（1）事業者のウェブサイトへの掲載

事業者が、自らが管理するホームページを有する場合には、そのホームページに掲載する方法です。電子縦覧は、原則この方法により行うこととします。詳しくは、次の事項を参考にしてください。

- 掲載にあたっては、一般に普及しているソフトを用い、当該ソフトが無料でダウンロードできる方法により掲載してください。
- 掲載しているホームページがウイルスによる被害を受けないよう、また閲覧した人に被害を与えないよう、ホームページの管理には十分留意してください。
- 事業者が自ら管理するホームページでは十分な管理が行えない等により、事業者以外の者のホームページを利用する場合には、事業者のホームページにリンクを設定するなど、図書の閲覧が容易となるようにすること。
- 条例で規定する公表の期間は、ホームページのトップページに掲載する、またはトップページ上に掲載場所を明記（リンク）して、容易に閲

覧できるようにしてください。

- 事業計画段階において、準備書以降の図書を掲載する場合には、それまでの段階の図書についてもホームページで閲覧できるよう努めてください。
- 事後調査報告書を掲載する場合には、少なくとも評価書がホームページで閲覧できるよう努めてください。
- 事後調査報告書以外にも必要に応じた調査を実施した場合には、できるだけこの調査結果についても閲覧できるようにするとともに、調査が複数回継続して作成される場合には、掲載される回以前の調査結果についてもホームページで閲覧できるように努めてください。
また、調査が相当回継続される場合には、過去の事後調査結果を要約するなど、容易に閲覧できるように工夫してください。
- 全ての図書は、事後調査報告が終了するまでの間は、できるだけ掲載に努めてください。

(2) 県のウェブサイトへの掲載

県のウェブサイトには、図書の全てを掲載することは原則行いません。ただし、県のウェブサイトには、以下の事項を掲載することとします。

- 閲覧を行っている図書の種類
- 事業者の名称氏名および住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 事業の名称
- 事業者の掲載しているウェブサイトのアドレス
- 市町のウェブサイトに掲載される場合には、掲載される市町のアドレス
- 条例に規定する公表の期間
- 事業者の問い合わせ先

(3) 市町のウェブサイトへの掲載

市町のウェブサイトへの掲載は、事業者自らが掲載を希望する市町と協議をし、市町の協力が得られた場合には、市町のルールに従って掲載をすることとします。

原則として、県が市町へ申込等を行うことはありません。